

官民競争入札等監理委員会
第 18 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 18 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成 19 年 2 月 14 日（水） 17:30～17:50

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会
2. 官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について
3. その他
4. 閉 会

< 出席者 >

（委員）

落合委員長、斉藤委員長代理、小幡委員、小林委員、田島委員、本田委員、森委員

（政府）

大田大臣、大村副大臣、田村政務官

（事務局）

河内閣審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第18回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、大田市場化テスト担当大臣、大村内閣府副大臣、田村内閣府政務官に御出席いただいております。

逢見委員、樫谷委員、寺田委員、増田委員、吉野委員は、御都合のため欠席であります。

本日は、今後の監理委員会の進め方につきまして、御議論いただきたいと思っております。

それでは、開会に当たりまして、大田大臣からご挨拶をいただきたいと思っております。

○大田大臣 落合委員長をはじめ、委員の皆様方の本当に精力的な御尽力で、昨年末には公共サービス改革基本方針改定を閣議決定いたしました。委員の皆様方の御尽力に、改めてお礼を申し上げます。

今年、公共サービス改革法施行2年目を迎えます。大変重要な年だと思っております。私を含めて「市場化テスト」の導入を望んできた者は、この法律の制定を喜びますとともに、小さく生んで大きく育てようと思いつつ思い続けてまいりました。今年、大きく育てる第一歩の年だろうと思っております。対象事業を大きく追加する枠組みを御一緒に考えて、本年夏には基本方針を改定したいと考えております。私も担当大臣として、全力を尽くしたいと思っております。

総理からも、民間の活躍する余地を広げるというのは、大変大事なことで、各閣僚とも精力的にこれを引っ張っていくようにという指示を受けております。各大臣、改革の先頭に立つようにという指示をもらっております。

これを推進するためには、監理委員会の先生方の御努力、御協力が不可欠ですので、今年もどうぞよろしく願いいたします。

○落合委員長 ありがとうございます。

監理委員会といたしましても、公共サービスの改革に向けまして、今後とも全力で取り組んでいきたいと思っております。

それでは、本日の議題であります「官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について」御議論をいただきますが、まず事務局から御説明をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○櫻井参事官 それでは、お手元の資料1に基づきまして、当面の進め方についての御説明をさせていただきます。3枚ほどの紙でございますが、主に1枚目をご覧くださいただければと思っております。

「1. 当面の進め方」の基本的な考え方でございますが、次回の基本方針の改定は、大臣の方から夏頃というお話がございましたけれども、それに向けて、何といたしても、まず対象業務の選定を積極的に進めるということでございます。勿論それに加えまして、今度は基本方針において定められた事業実施のための実施要項を審議していただくということでございます。その際に、非常にインテンシブな、精力的な御検討をいただく観点から、委員の皆様方に加えまして、それぞれの分野ごとに専門委員の方にもお入りいただいて、

委員の方にも御担当をある程度お決めいただいて、担当委員の方と専門委員の方を中心に御審議いただけたらいかかと思っております。

2つ目になりますが、「地方公共サービス部会」は既に設置されておりますけれども、「市場化テスト」を考える際には国のサービスに加えて、やはり自治体における「市場化テスト」が大変重要なテーマかと思っております。これにつきましては、具体的に懸案となっていることについての御検討に加えて、地方公共団体のニーズを広く汲み上げることが必要と思っております。「地方公共サービス部会」におきましては、地方公共団体の実態に即したニーズの把握を広く進めていただくことが必要ではないかと思っております。

併せまして、この制度は、昨年7月に成立したばかりでございますので、これから、更に各省庁や民間の方、国民一般も含めて、広報活動等を充実していただくことが必要であると考えております。

「2. 検討事項」は、冒頭申し上げましたように「(1) 事業選定」でございます。事業選定につきましては、昨年来の議論等も踏まえて、今後、そこがございます①～⑥を重点的に、監理委員会の方で御検討いただければいかかかと考えております。

具体的には「① ハローワーク業務等」でございますが、これにつきましては、御案内のとおり、昨年かなり議論をいただきましたけれども、まだ合意に至っていない大きな項目でございますので、引き続き、御検討いただければと思っております。

「② 統計調査関連業務」でございますが、総務省の指定統計については、基本的に全部やるといったことが、既に基本方針に盛り込まれておりますけれども、その具体化あるいは総務省以外のいろいろな省庁が持っています統計の「市場化テスト」の検討といったことが大きな項目になるかと思っております。

「③ 公物管理関連業務」でございますが、公物といっても、概念が必ずしも明確でないところもあるかと思っておりますけれども、公の施設でございます、例えば都市公園は、昨年も御検討いただきましたが、それに加えて、上下水道でございますとか道路、こういった施設の管理運營業務に、更に民間の創意工夫ができないかといったようなことを御検討いただくものが③でございます。

「④ 窓口関連業務」「⑤ 徴収関連義務」については、昨年、御議論いただいておりますけれども、窓口につきましては、とりわけ地方自治体で住民の利便性の向上、あるいは経費の削減といった観点から、自治体における窓口業務等にもっと民間を使う余地があるのではないかといった声を、昨年来、自治体等からもいただいております。そういったことにつきまして、昨年も一定の前進、成果を上げていただきましたけれども、それに加えて、更にこここのところを御検討いただければ、大変ありがたいと思っております。

⑤の徴収につきましても、既に国民年金の徴収事業等は、法律をつくるときに特例を講じて、民間事業者の活用の余地ができておるわけでございますけれども、昨年、民間提案等では、それに加えて、地方自治体が行っております国民健康保険や税など、もろもろの公金の徴収業務について、民間の創意工夫が使えないかといった御議論がございま

たので、こういったところについて、インテンシブに御議論いただければと思っております。

「⑥ 施設・研修等関連業務」でございますが、これはその名前が示すように、施設あるいは研修というものは、政府自らもやっていますし、更に独立行政法人等の業務におきましては、こういったものが多数あるかと思っております。こういったものについて、ある意味では横断的に民間の創意工夫を活用する余地というのを、更に御検討いただくことで、施設・研修等について、幅広く御検討いただければと思っております。

検討の方法でございますけれども、2つ目のポツにございますように、①ハローワーク、③公物管理、⑤徴収、⑥施設・研修等につきましては、冒頭申し上げましたけれども、担当委員をお決めいただいて、その方と新たに任命いただく専門委員等とで分科会を開催していただければかと思っております。

統計調査につきましては、既に「統計部会」が設置されておりますので、当面こちらにおいて御検討をお願いしたいと思っております。

窓口関連業務につきましては、先ほど申し上げましたように、地方自治体の業務が中心になるかと思っておりますので「地方公共サービス部会」において、御検討いただければよろしいのではないかとと思っております。

「2. 検討事項」の2つ目は「(2) 実施要項」でございます。

対象事業の選定の後、選定された事業について、着実に入札を実施して、適正かつ確実に業務を実施していただく。それによって、国民のニーズに応える。これが本来公共サービス改革法に課せられた任務でございますので、そういう意味では、事業選定に並んで、実施要項の審議、その後の事業実施が大変重要なプロセスかと思っております。

これにつきましては、既にお決めいただいた基本方針の中で、そこがございますようなものについて、今年度、実施要項をつくることになっておりますので、それぞれ適正、厳正に審議をいただければと思っております。

もとより、今後、更に、基本方針の改定の中で新たに決まるものにつきましても、同様に御審議をお願いしたいと思っております。

2ページ以降は、小委員会の運営等や実務的なことでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○落合委員長 それでは、ただいまの説明を踏まえまして、御自由に御意見、御質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 当面の進め方のところで、とりわけ専門委員の拡充は、現場を知っている専門委員、勿論いわゆる法学者とか法的な裏づけが当然必要ですけれども、現場を熟知した方が現場から出てくる。そういうところから、この問題を解決していくことは、きっと大きな手がかりになるのではないかと。そういう点から、事務局の方でいろいろと精査

をしていただいて、是非そういう専門委員を選任していただければと思います。

○落合委員長 ありがとうございます。

分科会を中心として、そこに監理委員会の委員とエキスパート、実務上のことをよく知っている方、あるいはその分野の理論上のことに詳しい方等も結集して、分科会で力を付けて、公共サービスをよりよくしていこうというのが、進め方の一つのポイントになっております。

勿論、節目では監理委員会を開催しますけれども、ターゲットを絞った形で、少し分科会中心に進めようということです。その中で、確かに森委員が言われました部分は、非常に重要でありますので、そういう観点から、専門委員は確実に有能な方に目を配っていただいでやっていきたいと思います。

斉藤委員長代理、どうぞ。

○斉藤委員長代理 せっかく大臣にお出でいただいておりますので、意見とかそういうものではないんですが、私は「統計部会」をずっとやってまいりましたので、感想を申し上げます。

公共サービスを民間開放する目的は、質と経済性、コストをできるだけ有効にやろうということだと思っておりますが、「統計部会」の場合、今年、非常に問題になるわけですが、法定受託ということで、地方自治体、地方公共団体の協力といいますか、実際、民間開放する役割は、地方でやるわけです。そうすると、基準ですとか質を、どういうふうになら全国一律に保てるのかという問題があります。それから、今のところ、これはやむを得ないんですけれども、ばらばら、ぼつぼつという形なんです。そうすると、結局、中央官庁の整理というものは進まない。むしろ、逆にコストがかかたりする可能性があるわけです。

ですから、一律にどんとやれば、コストのセーブはあるのかもしれませんが、ここはある程度時間をかけなければやむを得ないということもありながら、相当プッシュをしていって、全国統一的なものにしていかないと、せっかく目的としたコスト効率性というのは、実は逆の効果が出る可能性があることは、十分我々も注意しなければいけないのかという感想を持っております。

○落合委員長 それでは、監理委員会の当面の運営につきましては、この方針で行うということで、よろしゅうございますでしょうか。御議論の方は、また後で行いますが、この方針について御承認いただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、承認をいただいたということで、この方針を進めることにいたします。

この件につきましては、本日、委員会終了後に記者会見を開きまして、公表することにしております。

それでは、本日は大田大臣、大村副大臣、田村政務官に御出席をいただいておりますの

で、残された時間は大臣、副大臣、政務官との意見交換を行いたいと思います。

「市場化テスト」の今後の推進方策などにつきまして、監理委員会の運営方針の決定を踏まえて、各委員の方々から御発言をお願いしたいと思います。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 私は「入札監理小委員会」に属しております、入札の実施要項を作成するのは、各事例で、大変難しく、困難になっております。そこには、サービスの質の基準、業務の仕方、評価の方法といったところで、非常に多くの課題があるわけなんですけれども、私の要望としては、公共サービス改革法の内容を含めた形で、エグゼクティブマニュアルのようなものを作成して、それを周知徹底していくと、非常に効果的なのではないかと思っております。

個別に努力をなさっているのではなくて、法の精神にのっとったところで、例えばアメリカの連邦政府などでは、重要な法律が出ますと、それをどういうふうに行うかといったところで、エグゼクティブマニュアルのようなものを、大統領府などが発効します。そういうものを作成して、周知徹底していくことが、非常に効果的なのではないかという感想を持っております。勿論、すぐには実現できないかもしれませんが、そういう方向でやるとよろしいかと考えております。

○落合委員長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっとよろしいでしょうか。大村副大臣は所用があつて退席されますので、一言お願いいたします。

○大村副大臣 済みません。所用のため、御無礼をいたします。

官民競争入札は大変大事な仕事だと思いますし、このことを進めていくことで、初めて国、地方を挙げての行革ができると思いますので、先生方におかれましては、引き続き、御指導賜りますよう、また、私どももしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○落合委員長 大村副大臣、どうもありがとうございました。

(大村副大臣退室)

○落合委員長 それでは、本田委員、どうぞ。

○本田委員 先ほど大臣の方から、まさに政治のリーダーシップと申しますか、各大臣に総理から頑張れという指示があつたことは、大変ありがたいと思います。

先ほどから議論しているんですが、地方公共サービス部会をやらせていただいておりますけれども、地方のいろんなところから、いろんな要求が出ているわけです。そういうときに、どうやってやりたいことをやらせてもらうかということです。中央の方は、理屈をつけてダメだと言うのではなくて、何とかやらせてやろうという方へ考えていただきたい。特に財政事情がきつい、危機感のあるところほど、いろんなものを出していきたいという話がある。それに対して、公権力だとか、いろいろな理屈がありますけれども、できるだけ

そういうことをやらせてあげるような形へ、是非各省庁をリードしていただきたいと思いをします。

前回は申し上げましたけれども、本当は国の方から、官の方からこういうのをやろうではないかと出てこなければいけないぐらいのところまで、日本の財政はきているんだと思います。地方では大変困っているところがあって、こういうことをやりたいというのがありますから、是非それを実現できるような方向でお願いしたいと思いをします。

○落合委員長 予定された時間がだんだん近づいてまいりました。更に意見交換を続けたいところなんですけれども、予定の時間になりましたので、大田大臣と田村政務官から一言お願いしたいと思いをします。

○大田大臣 あさっての諮問会議でも「市場化テスト」を少し取り上げたいと思いをしております。「市場化テスト」というのは、行政からすると、本当は断わる理由がないはずなんです。低いコストでいいサービスを官が提供していれば、それは官が落札するわけです。だからこそ、抵抗が強いということはあるんですけれども、官も効率的にやっていることを証明する手段として、本当に大事なツールなので、それを今年2歩か3歩進められないかなと思いをしております。また諮問会議でも議論したいと思いをします。

今、諮問会議の民間議員の中から「規制改革会議」と連携してはどうかという声も出ております。官業改革をともに担うわけですから、何か連携ができないか、または是非御検討いただきたいと思いをします。重なる分野もありますし、今年は橋本行革からちょうど10年なんです。ですから、行政の在り方を本当に見直そうという動きを高めていければと思いをしておりますので、また御検討いただければと思いをします。

○落合委員長 ありがとうございます。

では、田村政務官、お願いいたします。

○田村政務官 本当に同じように思うわけです。わざわざこちらがほじくり出さなければいけないところは、本末転倒なんですけれども、やはり役所と闘う場合は、徹底的な情報公開が大事だと思います。ですから、役所の方は、資産・債務改革などもやっているんですけれども、やっていることは、ただだと思いているんです。ですから、幾らコストがかかっているか、事業ユニットごとのコストをしっかりと出していただく。こんなにコストがかかっているんだということも、しっかりと情報公開していくことが大事だと思います。

それと同時に、先ほど齊藤委員長代理が言われましたけれども、コストさえ安ければいいというものではなくて、特に統計などは、内閣府の統計自体もいろいろ言われていますけれども、統計というのは、非常に重要な質が問われるわけですから、安かろう悪かろうにならないようにしていきたいと思いをします。

小林委員が言われたように、やはり一つひとつの質の情報公開ですね。基準を決めて、それをしっかりと公開していく。コストと質をしっかりと比較していく作業も必要だと思いますので、いろいろ大変ですが、我々もしっかり頑張っていきたいと思いをしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○落合委員長 どうもありがとうございました。

いずれも非常に力強いお言葉でありまして、我々監理委員会としても、大変勇気づけられたという感じでありますので、引き続き、サポートのほどよろしく願いいたします。

それでは、大田大臣、田村政務官はここで退席されます。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

○大田大臣 どうぞよろしく願いいたします。

(大田大臣・田村政務官退室)

○落合委員長 それでは、事務局の方から、何か連絡事項ございますか。

○徳山企画官 1点御報告ですけれども、求人開拓事業につきましては、厚生労働省が昨年実施要項をつくりまして、その入札を行ったわけですけれども、一部、応札者がなくて、再度、公告入札になった件につきましてはの御報告を申し上げます。

具体的に申し上げますと、全国5地域でやる予定で、旭川、青森、高知、福岡の筑豊、長崎です。いずれも求人開拓が難しい地域ということで対象になったわけですが、このうちの長崎と高知につきまして、第1回目の入札の際の応札者がなかったということでございまして、これは再度ということで、2月に再度公告いたしまして、3月にもう一度入札をやることにしております。

基本方針におきましては、再度入札公告のときは、原則として、入札条件を見直すといったことになっておりまして、厚生労働省の方にも、応札者がいないという状況について調査をしていただきまして、随時、事務局には御報告いただいております。

理由としては、事業者の方でいろんな官公庁の受託を進めていて、両地域については、事業者側の体制が整わないといった状況が見られる。そのほか、入札参加資格として、障害者の法定雇用率を満たしていることとしておりますので、その辺が難しいという例もあったようでございます。そのほか、小さなことがいろいろありました。

そういったようなことでもございまして、そういう中で入札条件を見直すということで、一つは入札参加資格として最低限のものを全国一律で定めていることから、その地域のみ変更するというのはどうかといったような厚生労働省側のお考えがあって、入札参加条件は見直さず、再度入札公告という取扱いにしたということでございます。3月の公告で、更に応札者がいないということだと、国が自ら事業を実施することが、制度上の仕組みになっております。その際の理由の公表と、監理委員会への報告はしっかりしていただくことに制度上なっておりますので、そうならないことを祈っておるんですけれども、両地域につきまして、そういった事情であることを御報告申し上げたいと思います。

○落合委員長 ありがとうございました。

それでは、監理委員会はこれで終了にいたしたいと思います。

次回の日程につきましては、追って御連絡をすることにしたいと思います。

ありがとうございました。